

「SDGs普及啓発イベント企画運営業務」公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 「SDGs普及啓発イベント企画運営業務」(以下「業務」という。)を委託するにあたり、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 契約候補者 応募者の中から業務の受託予定者に選定された者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県は、プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) プロポーザル実施の目的に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルへの応募の手続に関すること。
- (4) 募集要項の内容についての質疑の手続に関すること。
- (5) 応募に係る書類(以下「応募書類」という。)の種類、著作権の帰属及び取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 契約候補者の選定の方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は、募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して14日以上の間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は、第3条第4号の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募書類)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が指定する応募書類を、別に定める期限までに提出しなければならない。

- 2 応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- 3 応募書類は非公開とする。ただし、県は、応募書類の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。
- 4 県は、提出された応募書類を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は、応募者の中から契約候補者を選定するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(審査結果の通知)

第9条 県は、審査委員会で契約候補者を選定したときは、応募者全員に審査結果を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第10条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県企画部SDGs推進課が所掌するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県企画部SDGs推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月16日から施行する。